

## 宇部市止水板設置補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、近年増加する豪雨による浸水被害に対応するため、住民及び事業者による自主的な浸水対策を支援することにより、被害の軽減及び地域の防災力の向上を図ることを目的として、建物等の浸水を防止する止水板の設置等に要する費用の一部を補助する宇部市止水板設置補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 止水板 建物等の出入口等に設置して浸水を防止する設備であって、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。
  - ア 金属等の浸水に耐え得る材質であること。
  - イ 取り外し又は移動が可能であること。
  - ウ 繰り返し使用が可能であること。
  - エ 販売されている製品であること。
- (2) 建物等 住宅、マンション、店舗、事務所、工場等（これらに付随する駐車場を含む。ただし、販売を目的とする建築物に係るものを除く。）をいう。
- (3) 取得財産 補助対象経費により購入し、又は設置した止水板及びこれらに付随する部材（固定金具、レール、止水パッキン等）をいう。

### (対象区域)

第3条 補助金の交付対象区域は、市内全域とする。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、宇部市内に存する建物等の所有者（住宅等の所有者が2人以上ある場合にあっては当該所有者の代表者とし、区分所有建築物にあっては当該建築物の管理組合等とする。）又は使用者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象としない。

- (1) 宇部市の市税（以下「市税」という。）を滞納している者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に

規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（３）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

３ 使用者が補助金の交付を申請する場合は、当該建物等の所有者の同意を得なければならない。

４ 区分所有建築物に係る申請は、管理規約等に基づき管理組合の意思決定を経たものとする。

（補助対象事業）

第５条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）止水板の購入

（２）止水板の設置に必要な工事

（補助金の交付の制限）

第６条 補助金の交付は、同一の建物等について１回限りとする。

２ 前項の「同一の建物等」とは、登記事項証明書等により特定される同一の家屋（棟）をいう。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（補助対象経費及び補助金の額）

第７条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第５条に規定する補助対象事業の実施に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

２ 補助金の額は、補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、５０万円を限度とする。

３ 次に掲げる経費は、補助対象経費に含めない。

（１）既存設備の修繕のみを目的とする経費

（２）土地の造成、外構工事その他浸水対策と直接関係しない工事に要する経費

（３）補助対象事業と一体不可分でない付帯工事に要する経費

（４）消費税及び地方消費税相当額

（５）その他市長が補助対象経費として不相当と認める経費

（交付の申請）

第８条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助対象事業に着手する前に、宇部市止水板設置補助金交付申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２ 前項の申請書には、補助対象事業の種別に応じて別表に掲げる書類を添付しな

ければならない。ただし、市長がその添付の必要がないと認める書類（市が公簿等により確認できる場合を含む。）については、これを省略させることができる。

- 3 第5条第1号の事業を実施する補助対象者は、前項に掲げる書類のほか、止水板の仕様が分かる資料（カタログ、仕様書等）を第1項の申請書に添付しなければならない。ただし、市長がその添付の必要がないと認める書類（市が公簿等により確認できる場合を含む。）については、これを省略させることができる。

#### （決定の通知）

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる（条件の例として、施工内容、完了期限、報告書類の提出等を含む。）
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、宇部市止水板設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により、その決定の内容及び前項の規定により条件を付したときはその条件を、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を宇部市止水板設置補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、補助対象者に通知するものとする。

#### （事業の実施）

第10条 第9条第3項の規定により交付決定の通知を受けた補助対象者は、適切に補助対象事業を実施しなければならない。

- 2 補助対象者が第9条の規定による補助金の交付決定前に補助対象事業に着手した場合は、当該補助対象者に対して補助金を交付しない。
- 3 前項の「着手」とは、補助対象事業に係る契約の締結、発注、購入の申込み又は工事の開始をいう。

#### （補助対象事業の変更に係る承認の申請等）

第11条 補助対象者は、補助対象事業の内容又は補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ宇部市止水板設置補助金変更交付申請書（様式第4号）により市長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、市長が当該変更を軽微な変更であると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による申請については、第8条第2項及び第3項の規定を準用する。

この場合において、当該申請時に添付する書類は、当該変更に係るものに限る。

- 3 補助対象者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象事業の実施状況を記載した書類を市長に提出し、その指示を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項の申請書又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 5 市長は、前項の場合において、宇部市止水板設置補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、当該補助対象者に通知するものとする。
- 6 補助対象者は、第9条第3項の通知を受けた後に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、宇部市止水板設置補助金事業中止（廃止）届（様式第6号）により当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。
- 7 前項の規定により申請が取り下げられたときは、第9条第3項により通知した交付の決定は、なかったものとみなす。

（実績報告）

第12条 第9条第3項の決定通知を受けた補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の2月末日（2月末日が閉庁日の場合はその前の開庁日）のいずれか早い日までに、宇部市止水板設置補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がその添付の必要がないと認める書類については、これを省略させることができる。

- （1）購入又は工事に係る契約書、注文書、請書その他これらに類する書類の写し（購入のみの場合を含む。）
- （2）領収書（口座振込等により領収書の交付がない場合は、支払状況が分かるものとして市長が認めた書類）の写し
- （3）事業完了後の写真（設置・施工箇所ごとの完了時のもの。購入のみの場合は設置後のもの）
- （4）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇部市止水板設置補助金交付確定通知書（様式第8号）により当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 前条の規定による通知を受けた補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、宇部市止水板設置補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、請求日から30日以内に補助対象者に当該請求額を交付するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第15条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(4) この要綱に違反したとき。

(5) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助対象者に対し期限を定めてその返還を命ずる。

3 前項の規定は、第13条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

4 第1項の規定による取消しの通知は宇部市止水板設置補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により、第2項の規定による返還の命令は宇部市止水板設置補助金返還命令書(様式第11号)により行うものとする。

(補助対象者の責務)

第16条 補助対象者は、取得財産について、当該補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助対象者が、止水板が設置された建物等を第三者に譲渡するときは、その譲渡を受ける者に前項の内容を承継させなければならない。

3 補助対象者は、補助金に係る帳簿及び関係書類について、当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助対象者は、補助金により購入し、又は設置した止水板について、補助金の交付目的に反して使用し、交換し、転売し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助対象者は、市長の承認を得ないで取得財産を処分してはならない。ただし、取得財産の耐用年数を勘案して相当な期間を経過した場合は、この限りでない。

(その他)

第18条 第5条の規定により実施した工事により、補助対象者又は第三者に事故、紛争等が生じた場合であっても、市は一切の責任を負わない。

2 第5条の規定により実施した工事の後に、建物等に浸水被害が発生した場合であっても、市は一切の責任を負わない。

3 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

補助対象事業	添付書類
<p>止水板の購入 (第5条第1号)</p>	<p>(1) 購入に係る見積書(見積内訳書を含む。)の写し                      (2) 建物等の位置図                      (3) 設置前の状態が確認できる現地写真(建物等の全景及び設置予定箇所に係るもの)                      (4) 建物等に居住し、又は使用していることが確認できる書類(住民票の写し、確定申告書の控えの写し(使用者に限る。)等。区分所有建築物の管理組合にあつては省略可)                      (5) 建物等の所有者が分かる書類(登記事項証明書、固定資産税・都市計画税(土地・家屋・償却資産)納税通知書の写し、売買契約書の写し(居住予定者に限る。)等)                      (6) 市税の滞納がないことを示す証明書                      (7) その他市長が必要と認める書類 ※第8条第3項の「仕様が分かる資料」は別途添付</p>
<p>止水板の設置に必要な工事 (第5条第2号)</p>	<p>(1) 購入又は工事に係る見積書(購入費用及び工事の内容ごとに区分された見積内訳書(補助対象事業以外のリフォーム等を併せて行う場合は、それぞれの工事の内容ごとに区分された工事全体の見積内訳書)を含む。)の写し                      (2) 建物等の位置図                      (3) 設置前又は工事前の状態が確認できる現地写真(建物等の全景及び設置・工事の予定箇所に係るもの)                      (4) 建物等に居住し、又は使用していることが確認できる書類(住民票の写し、確定申告書の控えの写し(使用者に限る。)等。区分所有建築物の管理組合にあつては省略可)                      (5) 建物等の所有者が分かる書類(登記事項証明書、固定資産税・都市計画税(土地・家屋・償却資産)納税通知書の写し、売買契約書の写し(居住予定者に限る。)等)                      (6) 市税の滞納がないことを示す証明書                      (7) その他市長が必要と認める書類</p>